

令和4年6月16日開会

令和4年6月

# 市議会定例会議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 6 号	令和3年度寝屋川市一般会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 7 号	令和3年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報 告 第 8 号	令和3年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 9 号	令和3年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議 案 第 36 号	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	1
議 案 第 37 号	寝屋川市税条例等の一部改正	3
議 案 第 38 号	寝屋川市立こどもセンター条例の廃止	9
議 案 第 39 号	寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	11
議 案 第 40 号	寝屋川市立青少年の居場所条例の一部改正	13
議 案 第 41 号	令和4年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 42 号	令和4年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 43 号	人権擁護委員候補者の推薦（菊 地 伊三男）	15
議 案 第 44 号	人権擁護委員候補者の推薦（田 中 和 美）	18
議 案 第 45 号	人権擁護委員候補者の推薦（中 野 智 子）	21

番 号	案 件	頁
議案第 46 号	人権擁護委員候補者の推薦（近 藤 有 里）	24
議案第 47 号	人権擁護委員候補者の推薦（上ノ坊 美 幸）	26
議案第 48 号	人権擁護委員候補者の推薦（関 川 信 也）	29
議案第 49 号	人権擁護委員候補者の推薦（辻 本 通）	32
議案第 50 号	人権擁護委員候補者の推薦（友 井 芙美子）	35
議案第 51 号	教育委員会委員の任命	39



議案第 36 号

## 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成3年寝屋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付の申請等）

第14条の2 前条のほか、印鑑登録証明書の交付の申請については、第13条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき印鑑登録証明書を交付する場合には、郵便により、これを当該申請をした者に送付するものとする。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

議案第 37 号

## 寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第20条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第20条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の」に改める。

第29条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、



同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「、扶養親族」を「、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第84条中「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の」に改める。

第85条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第14条第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第32条第2項中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第38条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）

に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第41条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第50条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第51条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第51条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第56条を削る。

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例(令和3年寝屋川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち寝屋川市税条例第30条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族( )の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第1項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第15条第2項、第19条第1号及び第30条の3第1項並びに附則第6条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寝屋川市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第11条の2の2第1項及び第41条第3項の改正規定並びに同条例附則第56条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第20条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第38条の2第2項、第50条の2第4項並びに第51条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（令和3年寝屋川市条例第17号）附則第2条第1項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中寝屋川市税条例第10条、第84条及び第85条の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第10条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第30条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の寝屋川市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的

年金等」という。)について提出する第 30 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 30 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 84 条（地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後にされる同法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 新条例第 85 条（地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後にされる同法第 382 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

## 寝屋川市立こどもセンター条例の廃止

寝屋川市立こどもセンター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立こどもセンター条例を廃止する条例

寝屋川市立こどもセンター条例(平成13年寝屋川市条例第26号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(寝屋川市立こどもセンターの廃止に伴う当面の措置)

2 この条例の施行の際現に寝屋川市立こどもセンターにおいて行われている当該地域に係る子育て支援に関する事業については、認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例(令和4年寝屋川市条例第4号)により寝屋川市立中央幼稚園が廃止されるまでの間は、当該幼稚園の空き教室(教育の用に供されない教室をいう。)を活用して行うものとする。

## 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年寝屋川市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「附則第 5 条」を「附則第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 40 号

## 寝屋川市立青少年の居場所条例の一部改正

寝屋川市立青少年の居場所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月16日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立青少年の居場所条例の一部を改正する条例

寝屋川市立青少年の居場所条例（平成 30 年寝屋川市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 位 置 大阪府寝屋川市池田西町 24 番 5 号

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

住 所  
氏 名  
生年月日

菊地 伊三男（きくち いさお）

### 理 由

人権擁護委員 菊地伊三男 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

## 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

菊 地 伊三男 (きくち いさお)

## 学 歴

昭和 48 年 3 月 大阪体育大学体育学部 卒業

## 職 歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市立和光小学校教諭  
寝屋川市立第二中学校教諭 (昭和 50 年 4 月)、寝屋川市立第六中学校教諭 (昭和 51 年 4 月)、寝屋川市立友呂岐中学校教諭 (昭和 58 年 4 月)、寝屋川市立第五中学校教諭 (平成 4 年 4 月) を歴任

平成 13 年 4 月 寝屋川市立友呂岐中学校教頭

平成 15 年 4 月 寝屋川市立第八中学校教頭

平成 17 年 4 月 寝屋川市立第八中学校長

平成 23 年 3 月 同 上 退職

## 公 職 歴 等

自 平成 23 年 9 月 保護司  
至 現 在

自 平成 26 年 1 月  
至 現 在 人権擁護委員

## 賞 罰

令 和 元 年 6 月 大阪府人権擁護委員連合会長表彰  
令 和 2 年 6 月 近畿人権擁護委員連合会長表彰

## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所  
氏 名  
生年月日

[Redacted]

田 中 和 美 (たなか かずみ)

[Redacted]

理 由

人権擁護委員 羽根田康弘 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、後任委員の候補者に推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

# 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

田 中 和 美 (たなか かずみ)

## 学 歴

昭 和 60 年 3 月 浪速短期大学商業科 卒業

## 職 歴

昭 和 60 年 4 月 株式会社オートバックスセブン 入社  
平 成 2 年 3 月 同 上 退社  
平 成 20 年 8 月 財団法人大阪府公園協会 入職  
(平成24年4月から一般財団法人に移行)  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平 成 16 年 4 月 寝屋川市立明和小学校PTA副会長  
至 平 成 20 年 3 月  
自 平 成 22 年 4 月 社会を明るくする運動四中地区推進委員会人権部会長  
至 現 在  
自 平 成 22 年 4 月 寝屋川市青少年指導員  
至 現 在

自 平成 23 年 4 月  
至 現 在

民生委員・主任児童委員

自 平成 28 年 4 月  
至 現 在

明和校区地域協働協議会福祉部会副部長

## 賞 罰

な し



## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

住 所  
氏 名  
生年月日

中野 智子 (なかの ともこ)

理 由

人権擁護委員 中野智子 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

## 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

中 野 智 子 (なかの ともこ)

## 学 歴

平成 元 年 3 月 三重大学工学部 卒業

## 職 歴

平成 元 年 4 月 積水ハウス株式会社 入社  
平成 元 年 6 月 同 上 退社  
平成 元 年 7 月 野村建設株式会社 入社  
平成 8 年 1 月 同 上 退社  
平成 30 年 3 月 公文式御幸教室 開設  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成 27 年 4 月 寝屋川市立和光小学校 P T A 副会長  
至 平成 29 年 3 月  
  
自 平成 28 年 4 月 寝屋川市青少年指導員  
至 現 在

自 平成 29 年 4 月  
至 平成 30 年 3 月

寝屋川市立校園 P T A 協議会会計

自 令和 2 年 1 月  
至 現 在

人権擁護委員

賞 罰

な し

## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所  
氏 名  
生年月日

[Redacted]

近藤有里（こんどう ゆり）

[Redacted]

理 由

人権擁護委員 松本勉 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、後任委員の候補者に推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

# 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

近 藤 有 里 (こんどう ゆり)

## 学 歴

平成 3 年 3 月 相愛大学音楽学部 卒業

## 職 歴

令和 3 年 4 月 株式会社グリーン京阪 取締役  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成 31 年 1 月  
至 現 在 保護司

## 賞 罰

な し

## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

住 所  
氏 名  
生年月日

上ノ坊 美幸（うえのぼう みゆき）

理 由

人権擁護委員 中井正昌 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、後任委員の候補者に推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

# 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

上ノ坊 美 幸 (うえのぼう みゆき)

## 学 歴

昭和 61 年 3 月 大阪府立門真南高等学校 卒業  
昭和 63 年 11 月 大栄経理専門学校 卒業

## 職 歴

昭和 63 年 12 月 松本引越センター株式会社 入社  
平成 2 年 3 月 同 上 退社  
平成 10 年 10 月 株式会社ホップス 入社  
平成 18 年 6 月 同 上 退社  
令和 2 年 10 月 株式会社ダイケミ 執行役  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成 20 年 4 月 寝屋川市立第七中学校 P T A 副会長  
至 平成 22 年 3 月  
  
自 平成 22 年 4 月 大阪府立交野高等学校 P T A 副会長  
至 平成 24 年 3 月

自 平成 23 年 4 月  
至 平成 30 年 3 月  
大阪府立交野高等学校協議会委員

自 平成 24 年 4 月  
至 平成 25 年 3 月  
大阪府立交野高等学校 P T A 会長

自 平成 25 年 4 月  
至 現 在  
河北自治会副会長

自 平成 30 年 4 月  
至 令和 2 年 3 月  
大阪府立交野高等学校運営協議会委員

自 令和 2 年 4 月  
至 現 在  
堀溝校区地域協働協議会コミュニティ部会長

自 令和 3 年 4 月  
至 現 在  
寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会会計

## 賞 罰

な し



## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所  
氏 名  
生年月日

関 川 信 也（せきがわ しんや）

### 理 由

人権擁護委員 原田幸三 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、後任委員の候補者に推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

# 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

関 川 信 也 (せきがわ しんや)

## 学 歴

平成 10 年 3 月 京都大学法学部 卒業

## 職 歴

平成 12 年 4 月 司法研修所 入所  
平成 13 年 9 月 同 上 終了  
平成 13 年 10 月 大藏・児玉法律事務所 入所  
平成 16 年 12 月 同 上 退所  
平成 17 年 1 月 小田・児玉法律事務所 入所  
平成 21 年 9 月 同 上 退所  
平成 21 年 10 月 関川法律事務所 開所  
平成 28 年 10 月 同 上 閉所  
平成 28 年 11 月 大阪芙蓉法律事務所 入所  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成 26 年 11 月  
至 現 在  
寝屋川市公平委員会委員

自 平成 26 年 11 月

至 現 在

北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員

自 平成 27 年 1 月

至 現 在

枚方寝屋川消防組合公平委員会委員

## 賞 罰

な し

## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

住 所

氏 名

生年月日

辻 本 通（つじもと とおる）

理 由

人権擁護委員 辻本通 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

## 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

辻 本 通 (つじもと とおる)

## 学 歴

昭和 47 年 3 月 大分大学教育学部 卒業

## 職 歴

昭和 47 年 4 月 寝屋川市立第五小学校教諭  
寝屋川市立明和小学校教諭(昭和 51 年 4 月)、寝屋川市立堀溝小学校教諭(昭和 56 年 4 月)を歴任

平成 6 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局同和教育企画室長

平成 7 年 4 月 寝屋川市立明和小学校教頭

平成 10 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育課学務課長

平成 13 年 4 月 寝屋川市立国松緑丘小学校長

平成 14 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育課総括参事兼次長

平成 15 年 10 月 寝屋川市教育委員会事務局教育監

平成 17 年 4 月 寝屋川市立東小学校長

平成 21 年 3 月 同 上 退職

## 公 職 歴 等

自 平成 18 年 5 月	保護司
至 現 在	
自 平成 20 年 4 月	寝屋川市小学校長会会長
至 平成 21 年 3 月	
自 平成 22 年 6 月	寝屋川市社会教育委員
至 平成 30 年 5 月	
自 平成 23 年 1 月	人権擁護委員
至 現 在	
自 平成 24 年 6 月	寝屋川市社会教育委員会議議長
至 平成 30 年 5 月	
自 平成 27 年 4 月	大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
至 現 在	

## 賞 罰

平成 23 年 10 月	大阪保護観察所長功労表彰
平成 28 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 29 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
令和 3 年 10 月	大阪保護観察所長永年勤続表彰

## 人権擁護委員候補者の推薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所  
氏 名  
生年月日

友井 芙美子(ともい ふみこ)

理 由

人権擁護委員 友井芙美子 が、令和 4 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

## 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

友 井 芙美子 (ともい ふみこ)

## 学 歴

昭和 43 年 3 月 東大阪短期大学幼児保育学科 卒業

## 職 歴

昭和 43 年 4 月 寝屋川市に就職  
寝屋川市立ひまわり保育所  
昭和 44 年 4 月 寝屋川市立北幼稚園  
昭和 47 年 4 月 寝屋川市立木屋幼稚園  
昭和 53 年 4 月 寝屋川市立池田第二幼稚園  
昭和 56 年 3 月 同 上 退職

## 公 職 歴 等

自 平成 2 年 5 月 寝屋川市都市景観懇談会委員  
至 平成 4 年 5 月  
自 平成 3 年 2 月 寝屋川市女性問題懇話会委員  
至 平成 6 年 2 月



自	平成 6 年 6 月	寢屋川市社会教育委員
至	平成 15 年 3 月	
自	平成 7 年 4 月	寢屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会副理事長
至	平成 14 年 3 月	
自	平成 10 年 4 月	人権擁護委員
至	現 在	
自	平成 12 年 2 月	寢屋川市環境保全審議会副委員長
至	平成 17 年 2 月	
自	平成 12 年 4 月	大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
至	平成 24 年 4 月	
自	平成 13 年 4 月	寢屋川市社会教育委員会議議長
至	平成 15 年 3 月	
自	平成 14 年 4 月	寢屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会理事長
至	平成 24 年 3 月	
自	平成 15 年 2 月	寢屋川市家庭教育支援連絡会会長
至	平成 24 年 3 月	
自	平成 15 年 2 月	寢屋川市立北小学校学校評議員
至	平成 27 年 3 月	
自	平成 18 年 4 月	寢屋川地区少年補導協助員
至	現 在	
自	平成 21 年 10 月	寢屋川市総合計画審議会委員
至	平成 22 年 11 月	

自 平成 24 年 4 月  
至 現 在

寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会名誉理事長

自 平成 24 年 5 月  
至 現 在

寝屋川地区更生保護女性会会長

## 賞 罰

平成 15 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 16 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 18 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 19 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 20 年 10 月	法務大臣表彰
平成 23 年 3 月	大阪府警察本部感謝状
平成 24 年 4 月	寝屋川市社会福祉大会会長表彰
平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰 (功労者表彰)
平成 24 年 10 月	大阪保護観察所長感謝状
平成 27 年 10 月	近畿更生保護女性連盟会長表彰
平成 30 年 4 月	藍綬褒章
令和 3 年 11 月	青少年育成大阪府民会議青少年育成功労者等表彰
令和 4 年 4 月	大阪府少年補導協助員永年表彰

## 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 6 月 16 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所

氏 名

生年月日

中 澤 秀 作 （なかざわ しゅうさく）

理 由

教育委員会委員 真野正道 が、令和 4 年 6 月 30 日任期満了のため、後任委員に任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

## 履 歴 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生 年 月 日

中 澤 秀 作 (なかざわ しゅうさく)

## 学 歴

平成元年3月 大阪府立南寝屋川高等学校 卒業

## 職 歴

平成2年4月 イケセン株式会社 入社  
平成6年3月 同 上 退社  
平成6年4月 北垣工業 入社  
平成12年7月 同 上 退社  
平成12年8月 リベロ 創業  
平成24年11月 株式会社リベロ 設立  
現在に至る

## 公 職 歴 等

自 平成26年4月 寝屋川市立第五小学校PTA会長  
至 平成28年3月  
自 平成31年4月 寝屋川市立第六中学校PTA会長  
至 令和3年3月

自 令和 3 年 4 月  
至 現 在

寝屋川市立第六中学校区地域教育協議会会長

自 令和 3 年 4 月  
至 現 在

寝屋川市地域教育協議会副会長

賞 罰

な し